

令和5年第2回定例会

(初 日)

令和5年6月2日

令和5年第2回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和5年6月2日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第72号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第73号 平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第74号 平川市尾上農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例案
議案第75号 平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
議案第76号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第77号 工事施行協定の締結について
議案第78号 財産の取得について
議案第79号 財産の取得について
議案第80号 財産の取得について
議案第81号 令和5年度平川市一般会計補正予算（第2号）案
議案第82号 令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第6 報告第3号 平川市国民保護計画の変更について
報告第4号 放棄した私債権の報告について
報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ・専決第6号 平川市税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第7号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例報告第6号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第8号 令和4年度平川市一般会計補正予算（第15号）
 - ・専決第9号 令和5年度平川市一般会計補正予算（第1号）報告第7号 令和4年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第8号 令和4年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第9号 令和4年度平川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第10号 令和4年度平川市下水道事業会計予算繰越について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

12番 原 田 淳

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	對 馬 一 俊
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	田 中 純
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦
平川診療所事務長	齋 藤 恒 一
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	小田桐 功 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長 小 野 生 子

総務議事係長
主 事
主 事

河 田 麻 子
佐 藤 吏
佐 藤 日向子

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影することを許可しておりますので、御了承願います。

また、マスクの着用は個人の判断といたします。

本定例会も、議会デジタル化を推進するため、タブレットを利用しております。携帯電話、タブレット等は音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。

12番、原田 淳議員より、病気療養のため、本定例会を全て欠席する旨の届出がありました。

本日の出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第2回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、石田隆芳議員及び6番、工藤秀一議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議したところ、配付した会期日程表（案）のとおり、会期は本日から6月16日までの15日間に決定されました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの15日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された申し合わせ事項について、陳情第3号民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情、陳情第4号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、陳情第5号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」採択の陳情、それぞれタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

次に、議案第72号から議案第82号及び報告第3号から報告第10号の計19件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

また、監査委員より、令和5年1月分から3月分までの例月出納検査報告書の提出がありました。

そのほか、碓ヶ関開発株式会社第26期決算報告書、令和5年度第27期予算書、令和4年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書について、タブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第72号平川市税条例の一部を改正する条例案についてから、議案第82号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案及び報告第3号平川市国民保護計画の変更についてから報告第10号令和4年度平川市下水道事業会計予算繰越についての19件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） おはようございます。

本日、令和5年第2回平川市議会定例会の開会にあたり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、令和2年から、3年以上にわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に変更されました。

このことを受けて、本市では、5月8日に平川市新型コロナウイルス対策本部を廃止するとともに、市職員のマスク着用を個人の判断に委ねる対応をしております。

5類への移行は、ポストコロナに向け社会経済活動を推進していくための大きな一歩ではありますが、終息には至っておりませんので、市民の皆様におかれましては、場面に応じた感染防止対策の実施をお願いいたします。

さて、田植えも終わりに近づき、辺り一面、新緑のうるわしい季節となりました。

また、春の高温により記録的な早さでりんごの花が開花した園地では、摘果作業が忙しい時期を迎えております。

5月16日には、津軽みらい農協とともに市内を巡回し、農作業の督励を行いました。農作業の省力化が図られ、早期多収が見込まれるりんごの高密度植栽培への取組が徐々に増大しており、また、津軽の桃として人気が高い桃の生産も着実に拡大している状況であります。高品質な農作物が収穫できるよう、引き続き徹底した生産管理に努めていきたいと思っております。

そのような中、柏木農業高校では新たな取組として、市認定農業者の園地に赴き、農作業を体験する起農塾が行われました。大先輩から直接指導を受け、農業への理解を深める貴重な時間を過ごされたことで、将来は本市農業の担い手として大きく成長していただきたいと期待しているところであります。

次に、観光分野におきましては、4月1日に、津軽圏域14市町村とJR東日本が一体となって誘客を図る「津軽観光キャンペーン ツガル ツナガル」が開幕いたしました。6月30日までの期間限定イベントや特別体験メニューなど、キャンペーンを彩る多彩な企画により、多くの観光客にお越しいただいております。キャンペーン終了後も引き続き、津軽圏域が一体となり観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

また、4月上旬から5月の大型連休にかけて、平川さくらまつりを開催した猿賀公園

や、リニューアルオープンした道の駅いかりがせきなどに、多くの観光客が訪れにぎわったところでもあります。

今後も、当市への誘客促進のため、関係機関とともに観光コンテンツの造成と磨き上げに取り組んでまいります。

商工分野におきましては、株式会社日本マイクロニクス青森第2工場の新築工事に伴い、去る5月10日に地鎮祭が行われました。市といたしましても、大変喜ばしいニュースであり、完成後の市民雇用や地域経済への波及効果に期待を寄せているところであります。

令和5年度も議員の皆様、市民の皆様と力を合わせながら、平川市長期総合プランに基づく、まちづくりを進めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第72号平川市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税等に関する規定を改め、その他所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第73号平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども医療費の給付対象を拡大するため提案するものであります。

議案第74号平川市尾上農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例案につきましては、青森県公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、関係条例の一部を改正するため提案するものであります。

議案第75号平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案につきましては、温川地区多目的集会所を廃止するため提案するものであります。

議案第76号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第77号工事施行協定の締結についてにつきましては、奥羽本線津軽湯の沢・碓ヶ関間御仮屋こ線橋補修工事について、工事施行協定を締結するため提案するものであります。

議案第78号財産の取得については、除雪ドーザ11トン級1台を取得するため、日本キヤタピラー合同会社弘前営業所、所長、成田達哉と2,166万8,900円で契約を締結するものであります。

議案第79号財産の取得については、消防ポンプ自動車1台を取得するため、株式会社富士商会、代表取締役、阿保 隆と2,585万円で契約を締結するものであります。

議案第80号財産の取得については、第2庁舎什器備品一式を取得するため、有限会社田本商店、代表取締役、田本和行と3,898万4,000円で契約を締結するものであります。

議案第81号令和5年度平川市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,895万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ197億3,837万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものではありますが、15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金 1 億5,081万3,000円を新規計上し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,271万6,000円を追加しております。16款県支出金では、あおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援事業250万円を新規計上しております。19款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金を1,187万2,000円追加しております。21款諸収入では、自治総合センター助成金370万円、地域防災組織育成助成事業助成金150万円を新規計上しております。22款市債では、碓ヶ関古懸天長根上萩ノ平四戸橋線道路改良事業700万円を新規計上しております。

一方、歳出の主なものでありますが、2款総務費では、弘南鉄道弘南線運行継続支援金500万円を新規計上しております。3款民生費では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける市民を支援するため、価格高騰重点支援給付金の給付に係る経費 1 億5,081万3,000円を新規計上しております。4款衛生費では、市内医療機関での新型コロナウイルスワクチン接種実施体制を確保するため、新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金3,271万6,000円を新規計上しております。8款土木費では、碓ヶ関古懸天長根上萩ノ平四戸橋線道路改良事業に係る経費700万円を新規計上しております。10款教育費では、自転車用ヘルメット購入費補助金210万円を新規計上しております。以上が、一般会計補正予算（第2号）案の内容であります。

議案第82号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案につきましては、境界回りや下刈り等作業の実施に伴う経費50万円を予算計上するものであります。

報告第3号平川市国民保護計画の変更については、平川市国民保護計画の内容を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、報告するものであります。

報告第4号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例の規定に基づき、水道料金、奨学貸付金及びみなみの温泉使用料について、時効により12件の私債権を放棄したことから、報告するものであります。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第5号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務職員が創設されることに伴い、それまでの再任用職員制度を廃止し、所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第6号平川市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率の特例に係る期限を延長し、その他所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、平川市国民健康保険税の課税額及び減額する基準等を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第8号令和4年度平川市一般会計補正予算（第15号）につきましては、令和4年

度予算の予算整理として編成し、令和5年3月31日付で専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ6億1,386万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ225億7,837万9,000円とするものであります。

その内容であります。まず、繰越明許費では、年度内完了が見込めないものとして、すこやか住宅支援事業1,500万円を追加しております。

次に、歳入であります。主なものとしましては、1款市税では、個人市民税5,058万8,000円、法人市民税1億1,875万9,000円、固定資産税4,294万9,000円を追加しました。7款地方消費税交付金では、交付金の交付決定により1億3,818万5,000円を追加しました。11款地方交付税では、特別交付税の交付決定により、1億3,582万7,000円を追加しました。15款国庫支出金では、価格高騰緊急支援給付金事業2,280万円を減額したほか、除雪事業に係る補助金の交付決定により3,249万8,000円を追加しました。18款寄附金では、ふるさと納税5,994万5,000円を追加しました。19款繰入金では、財政調整基金繰入金5億円、公共施設等整備基金繰入金7億円をそれぞれ減額しました。22款市債では、事業費の整理に伴い、6,460万円を減額しました。以上が歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものであります。2款総務費では、ふるさと納税の返礼品等に係る報償費3,780万円を減額しました。また、今回の補正における一般財源の剰余分1億1,583万1,000円を公共施設等整備基金積立金として追加しました。

これ以降に申し上げる歳出予算は、主に入札減や事業費の精査により減額したものであります。3款民生費では、価格高騰緊急支援給付金4,180万円減額、生活保護の扶助費8,034万9,000円減額、6款農林水産業費では、令和4年春肥・光熱動力費高騰対策支援事業補助金2,266万8,000円減額、7款商工費では、プレミアム商品券発行事業補助金9,757万6,000円減額、10款教育費では、小学校改築事業に係る工事請負費2,738万9,000円を減額しました。以上が歳出の主な内容であります。

専決第9号令和5年度平川市一般会計補正予算(第1号)については、国による低所得の子育て世帯に対する支援として、特別給付金を支給するための必要な事業費等について、5月15日付で専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ7,942万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ195億942万3,000円としております。

まず、繰越明許費については、尾上分庁舎大規模改修事業として、8,168万6,000円を追加しております。

次に、歳入についてであります。15款国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金4,749万9,000円を新規計上しました。19款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金152万4,000円を追加しました。22款市債では、尾上分庁舎大規模改修事業3,040万円を追加しました。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、尾上分庁舎大規模改修事業に係る設計費用3,192万4,000円を追加しました。3款民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金4,749万9,000円を新規計上しました。

報告第7号令和4年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、新本庁舎建設事業については令和2年度から、平賀東中学校大規模改修事業については令和3年度から、第2庁舎大規模改修事業と、金田小学校改築事業については令和4年度から、それぞれ継続費を設定し事業を進めてまいりました。

これらの事業について、令和4年度の支出額を除いた残額について、逡次繰越し、継続費繰越し計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第8号令和4年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、肥料価格等高騰対策支援事業、農地・農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業など合わせて10事業で、総額8億9,318万4,000円を繰越すこととし、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第9号令和4年度平川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、令和4年度歳出予算のうち、林業・木材産業等振興施設整備事業について、機械部品の納入が遅延となり、年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず令和5年度に事故繰越しすることとし、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第10号令和4年度平川市下水道事業会計予算繰越については、資材の入手難による工期延長のため、公共下水道事業の建設改良費3,575万4,000円を、農業集落排水事業の建設改良費228万8,000円をそれぞれ繰越すこととしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者から、それぞれ御説明申し上げたいと思っております。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

訂正箇所がございます。専決第8号令和4年度平川市一般会計補正予算（第15号）の説明の中で、すこやか住宅支援事業の補正額を1,500万円と申し上げましたが、正しくは1,005万円でありましたので、謹んでおわびの上、訂正させていただきます。

どうか議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますよう、お願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

15番。

○15番（工藤竹雄議員） ちょっと聞きたいことがあるんですけども、それについては発言よろしいでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 議事とはちょっと関係ありませんので。

はい、15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 諸般の報告の中で、コロナ関係がでました。場面に応じた感染防止対策の実施ということまでしております。ここにおいて、マスクされている方、されてない方もおります。この場面に応じた、この場面って何だろうか。意味を教えてください。どういう場面なのか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの御質問にお答えいたします。

人が多く集まる場所、それから密接する場所、そういうふうな場合には、やはりマスク着用も必要な部分もでてくると。その個人によっては、体調が優れない方というのが必ず存在すると思いますので、そういう場面という意味で使った言葉でございます。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） マスク着用ということもありました。あるいは職員の職場においてはマスク対応させていただくという。そういうようなこともあったかと思うんですけど、じゃあ今議会では必要ですか、必要でないですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長の前に。これ、議会運営委員会で決まったことですので。個人の判断にお任せするというので、議会運営委員会では決まりました。

総務部長。

○総務部長（對馬謙二） やはり、こちらのサイドも人の考え方、もしくは体調にも応じてマスクが必要な方は必要だと判断をした場合に、着用するというのでございますので、職員の中でも着用必要ないと判断した方は付けておりません。よろしく御理解お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員に申し上げます。先ほども言いましたけども、これ議会運営委員会で決まりまして、議員並びに職員の方も個人の判断に委ねるということになりましたので。それで御理解お願いいたします。

日程第5、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）について、タブレットに掲載しておりますので御参照願います。

議案第72号平川市税条例の一部を改正する条例案についてから議案第82号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案の11件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないとありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 議案の81号であります。35ページ、2款1項6目18節弘南鉄道弘南線運行継続支援金500万円について、ちょっとお尋ねをいたします。

これ何年間か、私、忘れちゃったけれども、当時と今現在の経営状況というのは、どういうふうになっておりますか。というのは、いま弘南鉄道の社長も亡くなって経営者が代わっているわけですね。そしたら金融機関等も含めて、どういうふうな経営状態になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 正しい数字のほうは把握しておりませんので、よろしく御願ひいたします。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 分からないということは非常に答弁不足と言えいいか、これ支援しているわけですね。もう2年ぐらいなるんですか。ちょっと私、そこ忘れま

したけれども。

それと最近、社員たちも退職している人がかなりあるようなことも聞いております。そういうことにおいて、いろんな変化出てきていると思うんですけども、いま沿線自治体が支援しているんですから、これも分かりません、分かりませんでは、やっぱり市長そこおかしんじゃないですか。その金額も、今回はこれ少ないですよ。総体5年間みると相当の額になりますので。これ会議とか何もやってないんですか。1年に1回とか。例えば1年に2回とか。そういう経営状態とそういう報告ないものなのか。それも併せて、市長、お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 地域公共交通の足を守るということで、支援させていただいております。弘南鉄道の運営状況におきましては、支援の協議会の中で弘南鉄道さんのほうから決算というか、経営状況についての説明はありますが、ただ今日は資料は持ってきておりませんので、詳しい数字までは今はお答えすることができませんので、必要であれば後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 本当の詳しい数字については、お答えできませんけれども、まず令和3年度において、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、昨今の電力や資材価格の高騰により、経常損益が約2億円程度の赤字となって非常に苦しい、厳しい状況が続いているというふうな状況であります。

また、旅客の収入においては、新型コロナウイルスの影響によりまして、利用者数それから旅客運搬収入ともにコロナ禍以前の令和元年度水準と比較しても、約8割程度に落ち込んでいるというふうな状況でございます。

また、電力費や資材高騰によりまして経費のほうも増加しておりまして、経営改善が図られておりませんで、経営を圧迫している状況というふうになってございます。

大体、いま分かる範囲での回答になれば、そういうふうな回答になりますけれども、いずれにしましても経営は以前より厳しくなっているという状況であります。

答弁の方遅れました、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 上に上がってきていることですから、これも分かりません、これも分かりませんでは、何のためにこれ提案してるのか。当然、質問項目されることを予測して、やっぱり資料というものは持ってくるべきではないんだろうかなと、私はそう思って非常にこう軽視しているみたいに私、感じております。

そして、今の状況みると経営も大変厳しいと。そういうような、いま総務部長の答弁でしたので、これからどういうふうになるのか分かりませんが、もっとしっかりと議員に納得できるような答弁がほしいと。以上です。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号から議案第82までの11件を、委員会付託一覧表（案）のとおり、各常任委

員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの11件は、委員会付託一覧表(案)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6、報告案件に入ります。

まず、報告第3号から報告第10号の合計8件のうち、先に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第5号及び報告第6号の2件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第5号及び報告第6号については、委員会付託を省略し直ちに審議することに決定しました。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第5号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例から専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの3件について、会議規則第35条の規定により一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

10番、山田忠利議員。

○10番(山田忠利議員) 専決第5号の件でお知らせください。

地方公務員法の一部改正ということで、定年再任用の短時間勤務職員が創設されると。再任用制度を廃止するということにありますけれども、その点について詳しく説明してください。

○議長(桑田公憲議員) 総務部長。

○総務部長(對馬謙二) 御説明いたします。

令和5年4月1日から引き上げられた、定年まで短時間勤務で再任用することができる定年前再任用短時間職員が創設され、現在の再任用職員制度は廃止されることになったということでの改正の内容になってございます。

○議長(桑田公憲議員) 10番、山田忠利議員。

○10番(山田忠利議員) ちょっと理解できない部分があります。現在、再任用の方が大分おられるわけですね。そういうところの兼ね合いとかは、どうなっているのかということ。もう再任用があり得ないと、短時間の勤務で契約していただけたんだということ。理解していいのか。その点をちょっと詳しく説明してください。

○議長(桑田公憲議員) 総務課長。

○総務課長(佐藤 崇) 従来の再任用制度は、定年退職をした人を再度任用する制度でございました。今回、定年延長制度が始まりました。

この場合の再任用制度というのは定年前、つまり60歳を超えてから65歳までの間に、退職された方を再任用する制度ということで、前は定年退職者を雇用する制度でしたが、今後は定年退職前に辞めた人を雇用する制度というふうに再任用制度そのものが変わっております。それに伴う改正になります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

報告第5号、専決第5号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例から、専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの3件について、採決します。

ただいまの専決第5号から専決第7号の3件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決3件は、承認することに決定しました。

報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第8号令和4年度平川市一般会計補正予算（第15号）、専決第9号令和5年度平川市一般会計補正予算（第1号）の2件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

報告第6号、専決第8号令和4年度平川市一般会計補正予算（第15号）、専決第9号令和5年度平川市一般会計補正予算（第1号）の2件について、採決します。

ただいまの専決第8号及び専決第9号の2件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議がありますので、齋藤律子議員にお聞きします。

専決第何号に異議ありますか。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 専決第9号令和5年度平川市一般会計補正予算（第1号）、尾上分庁舎の件です、3,040万円。以上です。

○議長（桑田公憲議員） ただいま、専決第9号に異議がありましたので、先に専決第9号について電子表決システムにより採決します。少しお待ちください。

まずは、参加ボタンを押してください。

専決第9号を承認することに賛成の方は白の、反対の方は青のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（桑田公憲議員） 押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） なしと認めます。

賛成多数です。

よって専決第9号は、承認することに決定しました。

次に、専決第8号について採決します。

専決第8号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決第8号については、承認することに決定しました。

次に、報告第3号平川市国民保護計画の変更について、報告第4号放棄した私債権の報告について、報告第7号令和4年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第10号令和4年度平川市下水道事業会計予算繰越についてまでの6件についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りします。

5日は常任委員会開催のため、6日から8日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、5日から8日までは本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時01分 散会